

消防法が改正され6項イ（病院・診療所・助産所）が細分化されました。

それに伴い、消防用設備の設置基準が拡大されます。

※1 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く

改正前の用途	改正後の用途	
6項イ (病院 診療所 助産所)	6項イ(1) ※1	・ 特定診療科目を有する※2 ・ 一般病床又は療養病床を有する <u>どちらにも該当する病院</u>
	6項イ(2)	・ 特定診療科目を有する※2 ・ 4人以上の患者を入院させるための施設を有する。 <u>どちらにも該当する診療所</u>
	6項イ(3)	・ 上記以外の病院 ・ 上記以外の有床診療所 ・ 入所施設を有する助産所
	6項イ(4)	・ 無床診療所 ・ 無床助産所

※2 内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、リハビリテーション科  
放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科

消防用設備設置基準拡大による改正  
(平成28年4月1日施行 一部除く)

設備名	改正前	改正後	経過措置
消火器	延面積 150 m <sup>2</sup> 以上	6項イ(1)～(3)：すべて※3 6項イ(4)：延面積 150 m <sup>2</sup> 以上	なし
スプリンクラー設備	病 院：延面積 3000 m <sup>2</sup> 以上 診療所：延面積 6000 m <sup>2</sup> 以上 助産所：延面積 6000 m <sup>2</sup> 以上	6項イ(1)及び(2)：すべて※3 6項イ(3)：延面積 3000 m <sup>2</sup> 以上 6項イ(4)：延面積 6000 m <sup>2</sup> 以上	平成37年6月30日までに設置が必要
自動火災報知設備	延面積 300 m <sup>2</sup> 以上	6項イ(1)～(3)：すべて※3 6項イ(4)：延面積 300 m <sup>2</sup> 以上	平成30年3月31日までに設置が必要(平成27年4月1日施行)
消防機関へ通報する火災報知設備	延面積 500 m <sup>2</sup> 以上	6項イ(1)～(3)：すべて※3 6項イ(4)：延面積 500 m <sup>2</sup> 以上	平成31年3月31日までに設置が必要

※3 当該用途の面積に関係なく設置が必要となります。